

入札心得（物品用）

（下記事項を参照のうえ、入札願います）

- 1 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額（1円未満の端数切捨て）を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載してください。

※ 非課税部分が含まれる場合は、入札書に記載する金額は消費税抜きの金額とし、うち、課税対象金額の8%に相当する額（1円未満の端数切捨て）を加算した金額をもって契約金額とします。

したがって、入札後、落札決定者は内訳書を提出する必要があります。

- 2 この入札の予定価格は事前公表（予定価格書の写しを添付）とします。
入札金額は必ず「予定価格（税抜）」以下としてください。「予定価格（税抜）」を超えた金額での入札は禁止します。
なお、誤って「予定価格（税抜）」を超えた金額で入札した場合は、辞退したものと取り扱います。落札となるべく同金額での入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより決定します。

- 3 入札に参加が認められた者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札の前日までに到着するものに限る）すること。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投函すること。

※入札の際の入札封筒は不要です。

入札書は、金額が見えないように内折にして、入札箱へ入れてください。

※入札書、委任状、入札辞退届の様式は「十日町地域消防本部ホームページ」でご確認ください。

十日町地域広域事務組合のご案内 ▶ 契約情報 ▶ 入札関係様式